

# 令和7年度 矢作川洪水予報連絡会

令和 7年 5月13日

国土交通省 中部地方整備局  
豊橋河川事務所

## 第2号 議案(共通) 令和6年度 会務及び事業計画

### 【会務】

1. 矢作川洪水予報連絡会 委員会  
(矢作川水防災協議会、矢作川圏域水防災協議会、  
矢作川水防連絡会と合同で実施)
  - ①日時: 令和6年5月13日(月)
  - ②場所: 愛知県西三河総合庁舎 10階大会議室  
(対面およびWeb形式によるハイブリッド開催)
  - ③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員
  - ④議題
    - ・令和5年度 会務及び事業報告
    - ・令和6年度 会務及び事業計画
    - ・連絡会規約及び役員名簿
    - ・その他情報提供

### 【事業計画】

1. 洪水対応演習
  - ①日時: 令和6年4月24日(水)
  - ②内容: 洪水予報文の伝達に際し、迅速・確実な伝達を図るため、実際の洪水を想定した洪水対応演習を行う。
  - ③対象者: 国土交通省

## 第2号 議案(共通) 令和7年度 会務及び事業計画(案)

### 【会務】

1. 矢作川洪水予報連絡会 委員会  
(矢作川水防災協議会、矢作川圏域水防災協議会、  
矢作川水防連絡会と合同で実施)
  - ①日時: 令和7年5月13日(火)
  - ②場所: 岡崎商工会議所 大ホール  
(対面およびWeb形式によるハイブリッド開催)
  - ③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員
  - ④議題
    - ・令和6年度 会務及び事業報告
    - ・令和7年度 会務及び事業計画
    - ・連絡会規約及び役員名簿
    - ・その他情報提供

### 【事業計画(案)】

1. 洪水予報伝達訓練
  - ①日時: 令和7年4月11日(金)
  - ②内容: 洪水予報文の伝達に際し、迅速・確実な伝達を図るため、実際の洪水を想定した洪水対応演習を行う。
  - ③対象者: 国土交通省

## 矢作川洪水予報連絡会規約

## 第2章 役員

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は「矢作川洪水予報連絡会」と称する。

#### (目的)

第2条 本会は水防法及び気象業務法に基づき豊橋河川事務所と名古屋地方気象台が共同して行う矢作川の洪水予報業務に資するため、矢作川水系内各官公庁及び諸団体の間に気象、水位などの迅速確実な連絡を図りもって水害の予防及び軽減を図ることを目的とする。

#### (組織)

第3条 本会は、矢作川水系内関係官公庁及び諸団体をもって構成する。

#### (事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 矢作川洪水予報業務として実施する観測通報、予報の連絡に協力すること。
2. 矢作川洪水予報に関する調査研究に協力すること。
3. 会員相互の密接な連絡を図ること。
4. 水防に関する知識の普及を図ること。
5. その他、本会の目的を遂行するために必要と認められる事項。

#### (役員)

第5条 本会は下記の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 委員 若干名
4. 幹事長 1名
5. 幹事 若干名

#### (会長)

第6条

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 会長は豊橋河川事務所長をもってこれにあてる。

#### (副会長)

第7条

1. 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
2. 副会長は名古屋地方気象台長をもってこれにあてる。

#### (委員)

第8条

1. 委員は会務を評議する。
2. 委員は関係官公庁及び諸団体の長又はその推薦によるものの中から、会長がこれを委嘱する。

#### (幹事長)

第9条

1. 幹事長は会務を処理する。
2. 幹事長は豊橋河川事務所副所長をもってこれにあてる。

(幹事)

第10条

1. 幹事は会務の企画及び相互連絡にあたる。
2. 幹事は委員の推薦する者の内から会長がこれを委嘱する。

## 第3章 運 営

(委員会)

第11条

1. 本会の運営は委員会の決議による。
2. 委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき、会長が招集し会務を評議する。
3. 委員会の議長は会長をこれにあてる。

(幹事会)

第12条 幹事会は幹事長が必要と認めたとき幹事長が招集し会務の企画にあたる。

(事務局)

第13条

1. 本会の事務局は豊橋河川事務所流域治水課内に置く。
2. 事務局職員は豊橋河川事務所及び名古屋地方気象台職員のうちから洪水予報担当者をもってあてる。
3. 事務局職員は幹事長の指示をうけ本会の事務を処理する。

## 第4章 雑 則

(規約の改正)

第14条 本規約の変更は委員会の決議によらなければならない。

(付 則)

第15条 この規約は平成8年6月21日から実施する。  
この規約は平成13年1月6日から実施する。  
この規約は平成15年6月9日から実施する。  
この規約は平成17年5月25日から実施する。

## 矢作川洪水予報連絡会 役員名簿

会長 豊橋河川事務所長

副会長 名古屋地方気象台長

委員 矢作ダム管理所長  
名古屋地方気象台防災管理官  
陸上自衛隊第6施設群本部第2科長  
愛知県警察本部警備第二課長  
愛知県建設局河川課長  
愛知県防災安全局災害対策課長  
豊田市水防管理者(豊田市長)  
岡崎市水防管理者(岡崎市長)  
安城市水防管理者(安城市長)  
西尾市水防管理者(西尾市長)  
碧南市水防管理者(碧南市長)  
(一財)河川情報センター名古屋センター所長  
中部電力(株)愛知水力センター越戸水力制御所長

幹事長 豊橋河川事務所副所長  
豊橋河川事務所流域治水課長  
名古屋地方気象台水害対策気象官  
愛知県建設部河川課主査  
(一財)河川情報センター名古屋センター参事役

## (1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
矢作川	小原	おばら	愛知県豊田市小原町上平	290
	稲武	いなぶ	愛知県豊田市稲武町スガエト	505
	茶臼山	ちやうすやま	愛知県北設楽郡豊根村大字坂宇場字御所平	1216
	豊田	とよた	愛知県豊田市高町東山	75
	阿蔵	あぞう	愛知県豊田市阿蔵町猫田	613
	岡崎	おかざき	愛知県岡崎市美合町地藏野	47
	作手	つくで	愛知県新城市作手高里字木戸口	532
	一色	いっしき	愛知県西尾市一色町一色伊那跨	12

## (2) 国土交通省雨量観測所

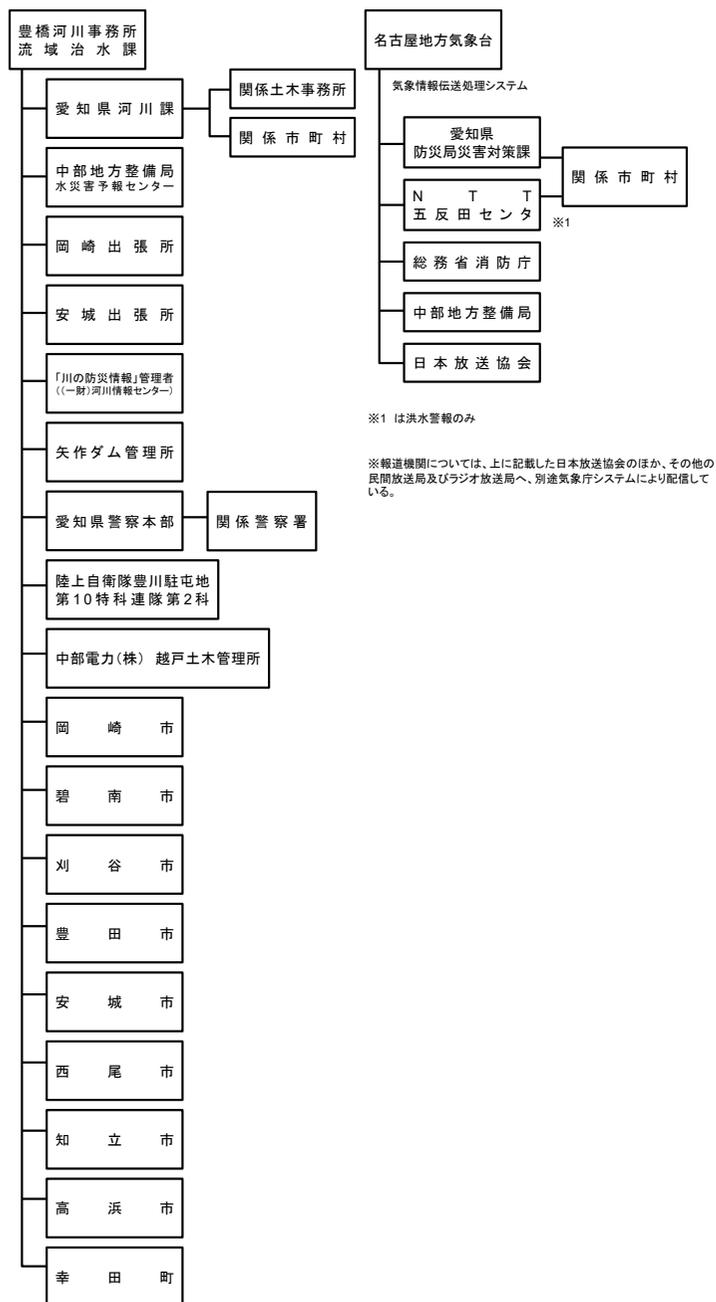
流域	観測所名		所在地	標高(m)
矢作川	根羽	ねば	長野県下伊那郡根羽村タチ	620
	明智	あけち	岐阜県恵那市明智町万ヶ洞	540
	足助	あすけ	愛知県豊田市足助町岡田	195

## (3) 国土交通省水位観測所

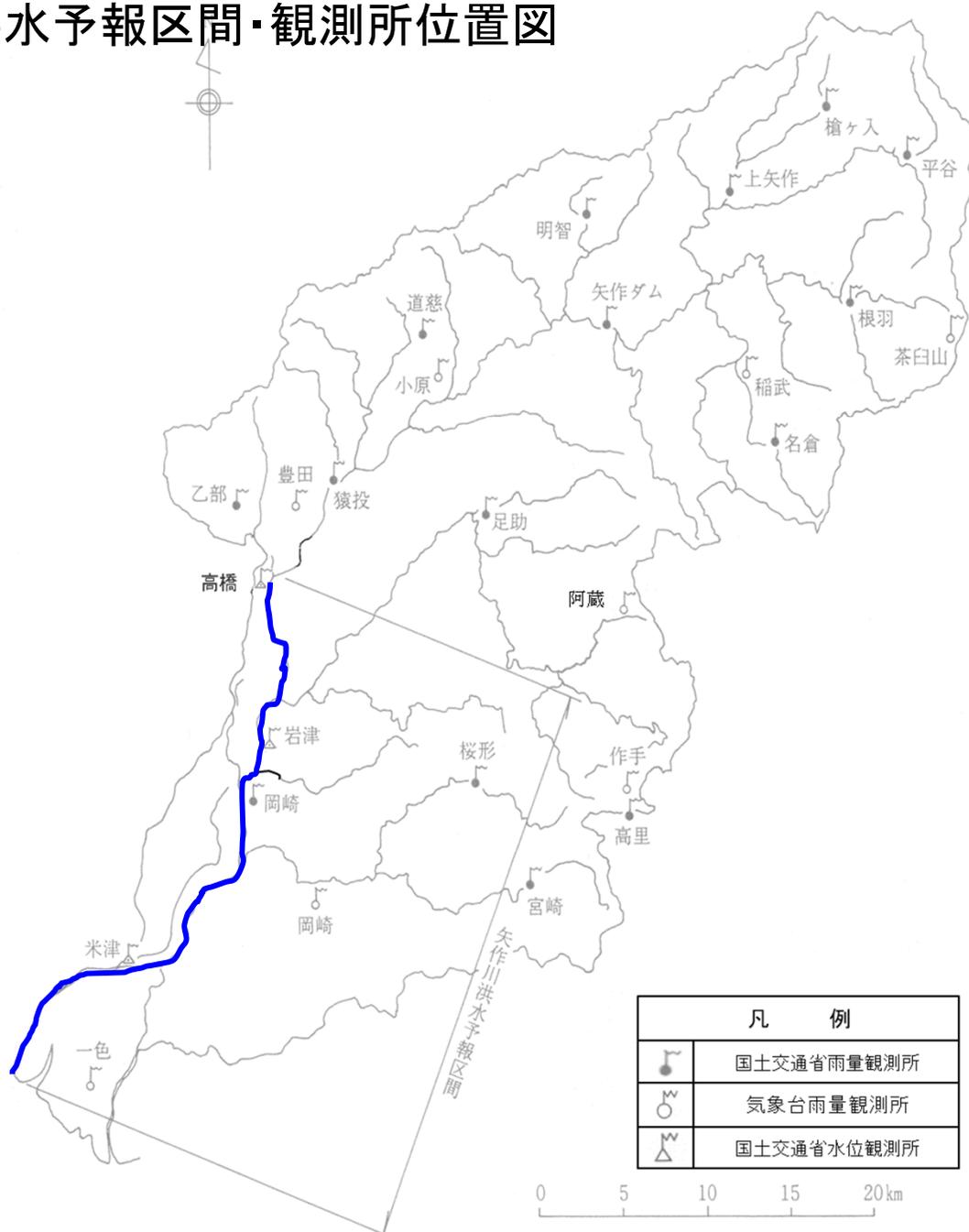
河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位
矢作川	高橋	たかばし	右岸 40.4 km	愛知県 豊田市 中島町	1.00	2.70	5.90	6.80
	岩津	いわづ	左岸 29.2 km	愛知県 岡崎市 西蔵前町	4.00	4.90	7.80	8.50
	米津	よねづ	右岸 9.8 km	愛知県 西尾市 米津町	4.90	6.00	9.90	10.30

数値は量水標の読値 : m

## 連絡系統図



## 洪水予報区間・観測所位置図



# 矢作川令和6年8月出水予警報の発令状況

1観測所の観測水位より、水防警報を延べ1回、洪水予報・水位到達情報を延べ1回発令した。

※解除を除く

## ○水防警報

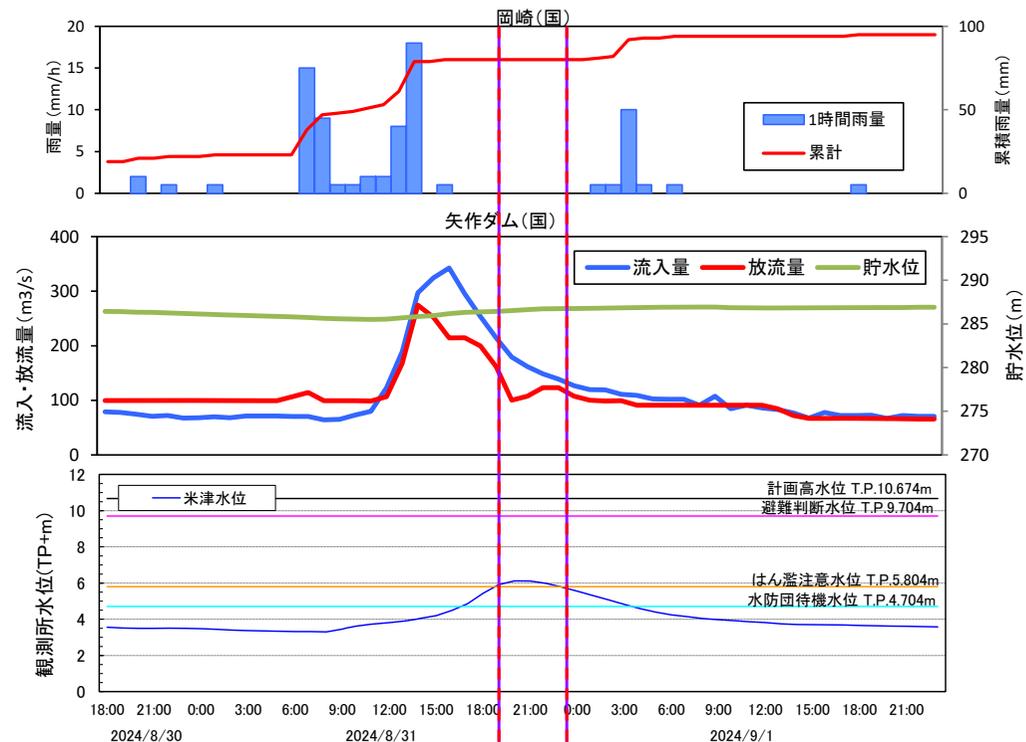
河川名	観測所名	準備	解除
矢作川	米津	①8/31 19:30	②8/31 23:20

注意1: ○数字は発令番号

## ○洪水予報・水位到達情報

河川名	観測所名	注意報	解除
矢作川	米津	①8/31 19:30 氾濫注意	②8/31 23:20 解除

注意1: ○数字は発令番号



水防警報準備(米津) 8/31 19:30

氾濫注意情報発令(米津) 8/31 19:30

水防警報解除(米津) 8/31 23:20

氾濫注意情報解除(米津) 8/31 23:20